



お知らせ版

■発行・編集 佐渡市役所 企画情報課広報広聴係 佐渡市千種232番地 TEL 0259(63)3111・FAX 0259(63)3300

飼い主のモラルが問われています

～マナーを守ってペットと楽しく暮らしましょう～

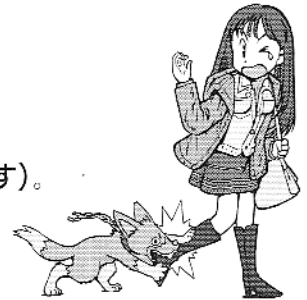
こうしょう

犬による事故(咬傷等)を防止しよう!

○最近、人が犬にかまれる事故が多く発生しています。かまれた傷は治りますが、被害者の心に受けた傷は一生残ります。

飼い主の皆さん、次の事項をチェックして事故を未然に防ぐようにしてください。

- 犬を放し飼いにしていませんか(放し飼いは、狂犬病予防法で禁止されています)。
- 犬の散歩には、犬を制止できる人が行っていますか。
- 首輪がゆるくなっていたり、占くなっていませんか。
- 犬をつないでいるリード・鎖・止金具等が古くなっていませんか。



◎特に野外で運動させる場合や、人が多く集まる場所に犬を連れていくときは、十分注意してください。

犬のフンを放置しないで!! ～犬のフン処理は、飼い主の責任です～

◆犬のフンによる苦情や問い合わせが後を絶ちません。近隣の人たちに迷惑をかけないように、散歩時の犬のフンは飼い主が必ず持ち帰り、責任をもって処理してください。フンの処理は飼い主の最低限のマナーです。



飼い主の皆さんへ

- 動物もかけがえのない大切な命を持っています。飼い主には、動物に愛情をもって接するとともに最後まで家族の一員として暮らす義務があることを忘れないでください。
- やむを得ない事情で飼育できなくなった場合は、保健所や市役所に相談し、適切な手続きを行ったうえで引き取ってもらいましょう(動物遺棄や虐待は法律で罰せられます)。
- 飼っている動物には名札や鑑札等を付けて、飼い主が誰であるか分かるようにしてください(特に犬については鑑札を付けることが義務付けられています)。

※万一、犬がいなくなったときは、必ず次のいずれかに連絡するとともに、飼い主の責任において速やかに捜し出し、収容してください。

- ・佐渡地域振興局健康福祉環境部 生活衛生課 電話 74-3399
 - ・市役所 環境保健課 衛生係 電話 63-3113
- または各支所 市民課 環境衛生係

